

相楽東部広域連合会計年度任用職員の退職手当に関する条例

令和2年2月28日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、相楽東部広域連合会計年度任用職員の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象)

第2条 この条例に基づく退職手当の支給を受ける者は、相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第4号)第2条第1号に規定するフルタイム会計年度任用職員とする。

(退職手当の支給)

第3条 フルタイム会計年度任用職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続きフルタイム会計年度任用職員として勤務する者が退職したときは、その者(死亡による退職の場合は、その遺族)に退職手当を支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 この条例において「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者(婚姻の届け出をしていないが、フルタイム会計年度任用職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、フルタイム会計年度任用職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、フルタイム会計年度任用職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、第2号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) フルタイム会計年度任用職員を故意に死亡させた者
- (2) フルタイム会計年度任用職員の死亡前に、当該フルタイム会計年度任用職員の死亡によってこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第5条 この条例の規定による退職手当は、この条例の規定によりその支払を受けるべき者から申出があったときは、その者の預金口座への振込みの方法により支払うことができる。

2 次条から第8条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第10条の規定による退職手当は、フルタイム会計年度任用職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する一般の退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

（退職手当の基本額）

第6条 次条又は第8条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（フルタイム会計年度任用職員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料月額とする。以下同じ。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条並びに第8条において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

（11年以上25年未満勤続後の通勤による傷病等の場合の退職手当の基本額）

第7条 11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、若しくは死亡（公務上の死亡を除く。）により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

（公務上の傷病等の場合の退職手当の基本額）

第8条 公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、若しくは死亡により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合

計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

(勤続期間の計算)

第9条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、次に掲げるフルタイム会計年度任用職員としての引き続いた在職期間による。

- (1) 在職期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- (2) フルタイム会計年度任用職員が退職した場合（第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員となったときは、前号の規定による勤続期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- (3) 休職（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けた場合を含む。）又は停職の期間は除算する。ただし、結核性呼吸器病又は公務上の疾病による休職等の期間で、別に定めるものについては、この限りでない。
- (4) 前号に定めるもののほか、任命権者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第6条第1項に規定する任命権者をいう。）が勤続期間の計算に算入することが適当でないと認める在職期間は、除算することができる。

2 前項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数が6月未満は切り捨て、6月以上はこれを1年とする。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第6条第1項（傷病又は死亡による退職に係る場合に限る。）第7条又は前条の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

3 前項の規定は、第11条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

4 第11条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については第1項の規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第10条 フルタイム会計年度任用職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条又は船員法（昭和22年法律第100号）第46条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する額を退職手当として支給する。

(失業者の退職手当)

第11条 勤続期間1年以上で退職したフルタイム会計年度任用職員が、退職の日の翌日から起算して一定の期間内において失業している場合において、その者が既に支給を受けた一般の退職手当等（一般の退職手当及び前条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の額が、その者に雇用保険法の規定が適用されたとしたならばその者が支給を受けることができる基本手当の額に満たないときは、その差額及び同法の規定によるその他の失業給付に相当する額

を、退職手当として、同法の例により支給する。

(懲戒免職処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、広域連合長は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該非違をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響(以下「支給制限に係る考慮事情」という。)を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職処分を受けて退職した者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

2 広域連合長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 広域連合長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が判明しないときは、当該処分の内容を相楽東部広域連合掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、広域連合長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) フルタイム会計年度任用職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、広域連合長がその者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるときは、広域連合長は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき、又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったとき。

(2) 当該退職をした者について、基礎在職期間のうちフルタイム会計年度任用職員としての在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為(在職期間中のフルタイム会計年度任用職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職処分に

値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると史料するに至ったとき。

- 3 次に掲げる者(以下「死亡退職者の遺族等」という。)に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、広域連合長は、当該死亡退職者の遺族等に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
 - (1) 死亡による退職をした者の遺族
 - (2) 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者
- 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、広域連合長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った広域連合長は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行った広域連合長は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った広域連合長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第11条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合(これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を

承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。)において、当該退職をした者が既に第11条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、広域連合長は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、支給制限に係る考慮事情及び第12条第1項各号に該当する場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 広域連合長が、当該退職をした者について、当該退職後に基礎在職期間のうちフルタイム会計年度任用職員としての在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2 死亡退職者の遺族等に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、広域連合長は、当該死亡退職者の遺族等に対し、支給制限に係る考慮事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 広域連合長は、第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 相楽東部広域連合に係る関係町村の条例を準用する条例(平成20年条例第7号。以下「準用条例」という。)第2条第18号の規定に基づく、和東町行政手続条例(平成8年和東町条例第13号。以下「和東町行政手続条例」という。)第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第12条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、広域連合長は、当該退職をした者に対し、支給制限に係る考慮事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合にあつては、第11条の規定により算出される金額(次条及び第17条

において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 広域連合長が、当該退職をした者について、基礎在職期間のうちフルタイム会計年度任用職員としての在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第11条の規定による退職手当の額の支払を受けている場合(受けることができる場合を含む。)における当該退職に係る一般の退職手当等については、広域連合長は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第1項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

4 広域連合長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 和東町行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第12条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第16条 死亡退職者の遺族等に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、広域連合長は、当該死亡退職者の遺族等に対し、当該退職の日から1年以内に限り、支給制限に係る考慮事情のほか、当該死亡退職者の遺族等の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第12条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 和東町行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、広域連合長が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が基礎在職期間のうちフルタイム会計年度任用職員としての在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、広域連合長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が基礎在職期間のうちフルタイム会計年度任用職員としての在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除

く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する和東町行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、広域連合長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が基礎在職期間のうちフルタイム会計年度任用職員としての在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合又は第13条第1項第1号に該当する場合において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、広域連合長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が基礎在職期間のうちフルタイム会計年度任用職員としての在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合又は第13条第1項に該当する場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、広域連合長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、支給制限に係る考慮事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得し、又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。
- 6 第12条第2項並びに第15条第2項及び第4項の規定は、第1項から第4項までの規定による処分について準用する。
- 7 和東町行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第15条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(公平委員会への諮問)

第18条 広域連合長は、第14条第1項第2号若しくは第2項、第15条第1項、第16条第1項又は前条第1項から第4項までの規定による処分(以下この条において「退職手当の支給制限

等の処分」という。)を行おうとするときは、あらかじめ公平委員会に諮問しなければならない。

2 公平委員会は、第14条第2項、第16条第1項又は前条第1項から第4項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

3 公平委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は広域連合長にその主張を記載した書面又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

4 公平委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(この条例の施行に関し必要な事項)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条に規定するフルタイム会計年度任用職員以外のフルタイム会計年度任用職員の同条に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同条のフルタイム会計年度任用職員とみなして、第3条を適用する。この場合において、勤続期間は1年とし、その者に対する第6条から第8条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職したフルタイム会計年度任用職員に対する退職手当の基本額は、第6条から第8条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。

4 当分の間、36年以上42年以下の勤続期間勤続して退職した者で第6条第1項の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、同項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第8条の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として第3項の規定の例により計算して得られる額とする。